

農地を取得する際の下限面積を引き下げました。

信濃町農業委員会は、平成30年4月1日より農地法第3条による下限面積（別段面積）要件を引き下げました。

下限面積を引き下げ、農地の流動化をしやすくすることで、遊休農地を解消し、農村環境の保全することや、町外から新規就農者やU J I ターンなどの移住者を増やすことを目的としています。

基本

| 設定区域 | 下限面積 | 備考 |
|-------|-------|----|
| 信濃町全域 | 40アール | |

ただし、以下の条件の場合に面積の要件が引き下がります。

(1) 農用地区域外

| 設定区域 | 下限面積 | 備考 |
|--------------|------|-------------------------|
| 信濃町全域の農用地区域外 | 5アール | 農業委員会が別に定める要件を満たすものに限る。 |

※ 信濃町に居住する者に限ります。

(2) 信濃町空き家バンクに登録してある農地付物件

| 設定区域 | 下限面積 | 備考 |
|-----------------------------------|------|-------------------------|
| 信濃町空き家バンクに登録してある農地付物件で、空き家に付随した農地 | 1アール | 農業委員会が別に定める要件を満たすものに限る。 |

※ 事前に農業委員会で審査をした物件で、信濃町に居住する者に限ります。

農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得される方が、次の全てを満たす必要があります。

- ①耕作する農地の面積が下限面積以上であること。(下限面積要件)
 - ②所有している農地又は借りている農地全てを効率的に耕作すること。(全部効率利用要件)
 - ③申請者又は世帯員等が農作業に従事すること。(農作業常時従事要件)
 - ④申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。(地域との調和要件)
 - ⑤農地を取得後3年間適正に管理、耕作すると認められること。
 - ⑥取得しようとする農地が、耕作できる状態にあること。
- 下記の農地は対象外です。
- ①賃借権、地上権等が設定された農地
 - ②農地中間管理権が設定された農地

詳細、手続きなどについては、信濃町農業委員会（026-255-6822）までお問い合わせください。